岐 阜 県 白 川 町
令和7年度
地域おこし協力隊募集
（養殖漁業支援）

よく「合掌造りがある白川ですか？」と聞かれますが、
ここは白川村ではなくて、ヒノキとお茶が有名な「白川町」です。
岐阜県の真ん中、名古屋から車で約１時間半の所にあります。
清らかな水が流れる豊かな自然の中で一緒に働きましょう！

募集期間
令和7年10月1日（水）～令和7年11月4日（火）

応　募　先

住所　〒509－1192　岐阜県加茂郡白川町河岐715番地
　　白川町役場　農林課　農務係
電話　0574－72－1311　　FAX　0574－72－1317
MAIL　nourin@town.shirakawa.lg.jp
担当　白川町役場　農林課 農務係　安江健太郎

白川町って・・・？

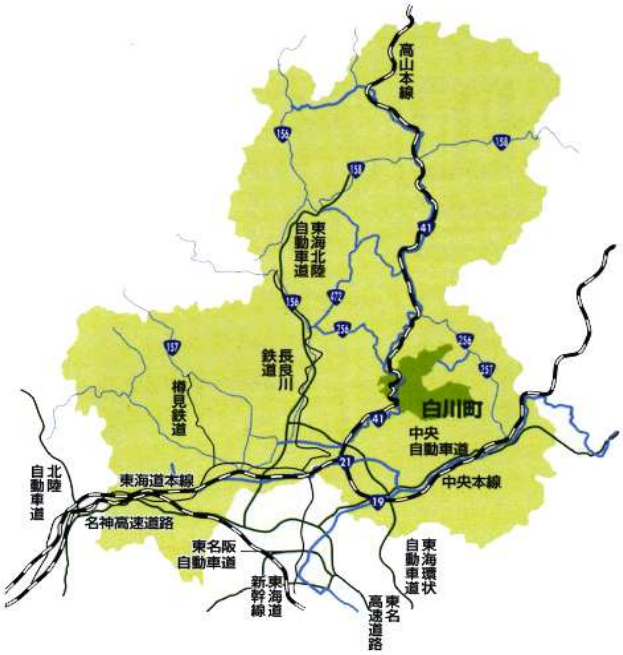

白川町は世界遺産で有名な白川郷のある「白川村」とよく間違われてしまいますが別の町。岐阜県の中南部にある加茂郡の東部に位置し、名古屋からおよそ１時間半で到着します。

面積のおよそ88％が森林、町内には５本の清流が流れており、緑豊かで水がきれいな白川町では、人々は自然とともに暮らしています。

町の特産物は白川茶と東濃ヒノキで、白川茶は渋みが少なくまろやかな味わい、東濃ヒノキは年輪幅が細かく均一、ピンク色の材質で香り高いという特徴を持っています。

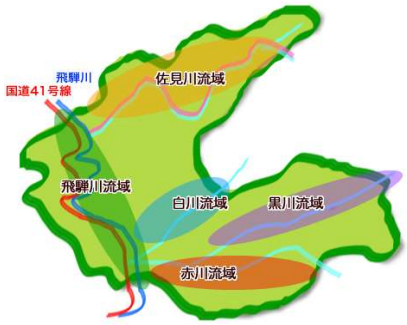

地域おこし協力隊って・・・？

「地域おこし協力隊」とは、その名のとおり、地方自治体が都市部からの移住者を「地域おこし協力隊員」として委嘱し、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的とした制度です。

人口減少や高齢化が進む地方において、地域を活性化させるため、都市部から地方へ人を呼び込み、定住・定着を促すことを目的に地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR、農林水産業への従事、住民の生活支援など、地域の課題解決や活性化につながる活動を行います。

1．活動内容

① 養殖業漁業（鯉等の養殖）支援

・白川町で行われる観賞用錦鯉、食用鯉などの養殖業の支援と伝承

例）鯉の養殖技術の伝承、事業継承者の発掘

※ベテラン養殖業者から現場で指導を受けながら養殖業を学びます

② 鯉の販路拡大や新商品開発と情報発信

・錦鯉の競り市の開催支援や販売ルート発掘、食用鯉の商品開発等

・SNS等を利用した情報発信

③ 水産関連イベントの企画、開催

・白川町での水産業（鯉、鮎、渓流魚）に関するイベントの企画と開催

・白川町を流れる河川のファン（釣り人等）の拡大を目指します

2．募集人数

地域おこし協力隊　1名

3．募集条件

① 年齢は２0歳以上、４０歳未満。性別は問いません。

② 住所の要件

３大都市圏内の都市地域（注１）又は、地方都市にお住まいの方で、そのうち地方都市の条件不利地域（注２）以外にお住まいの方が対象となり、かつ白川町に住民票を異動することができる方

③ 普通自動車運転免許のある方（取得予定である方）

④ 白川町内に居住し、地域の一員として自治会等の組織に加入できる方

⑤ 心身共に健康で、地域の方と協調しながら、誠実に活動に取り組むことができる方

⑥ 地域おこしに意欲があり、任期終了後も白川町内で定住を望む方

注１　東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

注２　過疎地域自立促進特措法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特措法、小笠原諸島振興開発特措法、沖縄振興特措法のいずれかの対象となる地域、指定を受けた地域を有する市町村

4．雇用の形態、任期

雇用形態は、白川町の会計年度任用職員として雇用します。

任期は、２０２５年１１月４日以降の任用の日から１年間。最長３年まで延長することができます。

5．給与

月額 ２１３，６００円～　　時間外手当があります。

・期末、勤勉手当の支給有。ただし、勤務期間によって減額となる場合があります。

・２年目、３年目と雇用する場合は、昇給を行う予定です。

6．勤務の様態

勤務日及び勤務時間　白川町役場職員勤務体制に準じ、週休２日、月～金曜日週５日勤務です。
午前８時３０分～午後５時１５分（休憩 正午～６０分）
※活動内容により勤務時間帯が変わる場合や、時間外勤務となる場合があります。

休　暇　有給休暇は、年１０日（勤務期間が１年に満たない場合は月数に応じて減少）
その他に夏季休暇等の特別休暇があります。

7．その他の待遇

住　居　　町内の一戸建中古住宅（空き家）又は、町営住宅を住居とします。住宅家賃には浄化槽使用料を含み、町が負担します。
それ以外の光熱水費（電気・ガス・水道）、インターネット（ケーブルテレビ加入）等の費用は自己負担となります。

福利厚生　　社会保険（健康保険+厚生年金）、雇用保険、労災保険に加入し、給与から天引きとなります。

必要物品　　活動（生活用品は除く。）に必要な作業服、消耗物品類は町予算の協力隊活動費として購入し、支給することとなります。その他、特に活動に必要と思うものがあれば、担当と相談して購入します。

8．応募方法

応募用紙、応募チェック表をご記入の上、下記書類を添付して白川町役場農林課に郵送してください。

・提出書類　　応募用紙、応募チェック表、自己ＰＲ文（1600字程度）、住民票

・選考方法　　第１次選考（書類）：書類審査にて選考し、選考結果は応募者全員に文書で通知します。
第２次選考（面接）：１次審査合格者を対象に、白川町役場にて面接を行います。
※詳細は、１次選考結果の通知とともにお知らせします。
※２次選考（面接）に要する交通費等は自己負担とします。

・応募用紙　　町公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

9．第一次募集期間

2025年10月1日(水) ～ 2025年11月4日(火)

10．その他のお知らせ・留意事項

①　自家用車について
活動には公用車を使用してもらいますが、普段の生活や通勤については自家用車が必要です。事前に自動車免許を取得され、赴任されるときは自家用車のご用意をお願いします。その場合、任意保険の加入もお願いします。
また、冬季（１２月～３月）は、スタッドレスタイヤの着用が必要です。

②　副業について
協力隊の活動とは別に地域定着に向けた副業であれば時間外に行うことは可能です。
時間内の副業や、活動に関わる副業を行う場合は、担当に相談してください。

～白川町では現在４名の隊員と協力隊卒業生が活躍中です～

白川町の情報はこちらから

白川町公式ウェブサイト　facebook　Instagram